

熱中症対策義務化の内容(令和7年6月)

職場における熱中症の重篤化を防ぐため、労働安全衛生規則が改正、事業主に下記措置を義務化（令和7年6月1日施行）

◆熱中症の重篤化を防止するため

- ① 体制整備
- ② 手順作成
- ③ 関係者への周知

義務化

(目的・ポイント)
早期発見、早期対応で重篤化を防ぐ

対象となるのは「WBGT値28度以上又は気温31度以上の環境下で連続1時間以上又は1日4時間を超えての実施」が見込まれる作業です。

※WBGT値（暑さ指数）：「気温」、「湿度」、「日射・放射」、「風」の要素をもとに算出された指標です。

まずは、初動！

- ・気が付く（自覚症状）
- ・見つける（様子がおかしい）
- ・職場巡視
- ・バディ制
- ・ウェアブル端末の利用 等

そして、適切な判断！

- ・離脱
- ・冷却（水分・塩分）
- ・搬送

スピーディな対処！

- ・手順に沿って
- ・搬送先リスト
- ・関係者周知

実効性の高い方法で！

連絡体制整備
周知

手順フロー作成
周知